

千葉県教育委員会会議議事録

令和4年度第8回会議（定例会）

1 期 日 令和4年11月16日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時40分

2 教育長及び出席委員

教育長 富塚 昌子
委員 井出 元
岡本 毅
貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 佐々木 悟
教 育 次 長 伊藤 賢

企画管理部

企 画 管 理 部 長 長谷川 聡
教 育 総 務 課 長 富田 浩明
企 画 管 理 部 副 参 事
兼 教 育 総 務 課 人 事 給 与 室 長 鈴木 克之
財 務 課 長 勝 直人

教育振興部

教 育 振 興 部 長 浅尾 智康
学 校 危 機 管 理 監 中西 健
教 育 振 興 部 次 長 中臺 一仁
生 涯 学 習 課 長 鈴木 真一
学 習 指 導 課 長 石川 康浩
児 童 生 徒 安 全 課 長 荒金 誠司
特 別 支 援 教 育 課 長 松田 厚
教 職 員 課 長 原 義明

企画管理部

教 育 総 務 課 給 与 制 度 班 長 齋藤 貴士
同 副 主 査 藺部 博志
財 務 課 予 算 班 副 主 査 新井 翔太

教育振興部

学 習 指 導 課 主 幹 神田みのり
同 指 導 主 事 原田 泰雄
同 指 導 主 事 鎌形 卓史
児 童 生 徒 安 全 課
主 幹 兼 生 徒 指 導 ・ い じ め 対 策 室 長 森 裕嗣
同 指 導 主 事 小安 雄二

特別支援教育課
主幹兼教育課程指導室長 松見 和樹
同 指導主事 平井 綾子

教職員課主幹兼管理室長 工藤 秀昭
同 主席管理主事 山中 敬生
同 管理主事 佐々木 恵
同 管理主事 村井 孝司

事務局

企画管理部教育総務課
主幹兼委員会室長 佐藤 祐児
同 副主幹 阿部 竜作
同 主査 赤羽 大輔
同 主査 伊能 昌邦

- 4 教育長開会宣告
- 5 議事録署名人の指名 岡本 毅 委員
- 6 令和4年度第7回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認
- 7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第24号議案及び第33号議案の議案10件、第13号報告の報告議案1件、報告1及び報告2の報告2件である。第24号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第25号議案から第33号議案は、同規則同条同項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

- 8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員にお願いする。

- 9 審議事項

第13号報告 教育委員会所管に係る令和4年度12月補正予算案について

【財務課長】

本件は、令和4年度12月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和4年11月9日付けで本委員会に意見が求められたが、教育委員会会議で御審議いただく時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、11月11日に知事に対して、本委員会として異議ない旨、回答したことを報告するものである。

教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、23億1,744万5千円の増額であり、補正前の額と合わせると予算額は、3,635億4,198万8千円となっている。なお、性質別内訳、項別内訳、財源内訳については、記載のとおりとなっている。

次に補正予算に係る内容について説明する。4 主な事業について「教職員人件費（給料等）」は、令和4年人事委員会勧告に基づく給与改定に係る所要額を精査し、23億1,744万5千円を増額する。次に、5 繰越明許費について（1）「県立学校 総合安全対策事業」は、今年度実施を予定していた防火設備改修工事について入札不調が続き、適正な工期を確保することが困難となったため、2,961万2千円の繰越明許費を設定するものである。（2）「高等学校 施設整備事業」は、今年度実施を予定していた污水管の破損に伴うトイレ改修工事等について入札不調が続き、適正な工期を確保することが困難となったため、5,100万円の繰越明許費を設定するものである。（3）「特別支援学校 施設整備事業」は、老朽化のため更新を予定していたエレベーターについて入札不調が続き、適正な工期を確保することが困難となったため、3,000万円の繰越明許費を設定するものである。なお、安全性を早期に確保するため、部品等の部分改修に変更して改修を実施する。（4）「さわやかちば県民プラザ施設整備事業」は、今年度更新を予定していた館内へ飲み水を供給するポンプの工事について、半導体不足によりポンプの納入に期間を要するため、1,100万円の繰越明許費を設定するものである。6 債務負担行為の追加について、（1）「県立学校 照明器具LED化事業」は、令和6年度からのリース方式による照明器具のLED化に向けて、令和5年度中に該当校へ設置を完了させる必要があることから、早期に準備へ着手できるよう、4億8,100万円の債務負担行為を設定するものである。（2）「県立学校 長寿命化対策事業」は、令和5年度から7年度にかけて実施を予定している大規模改修工事について、早期に工事に着手するため、発注までに設計を完了する必要があることから、5,000万円の債務負担行為を設定するものである。7 債務負担行為の変更について「特別支援教育就学奨励費管理システム運用業務委託」は、特別支援学校の就学に必要な学用品などの「就学奨励費」を支給するためのシステムに係る保守・運用管理委託について、物価高騰などにより現在の限度額では発注ができないことから、債務負担行為の限度額を500万円以内から600万円以内に変更するものである。なお、債務負担行為の期間に変更はない。

第13号報告は終了。

報告1 令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要について

【児童生徒安全課長】

この調査は、児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的として、文部科学省により毎年実施されている。1 主な調査項目は、「暴力行為」「いじめ」「不登校」「高等学校の中途退学」「自殺」となっている。2 調査対象は、国公立小・中・高・特別支援学校であり、3 調査対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

4 調査結果の概要のうち、（1）暴力行為について、県内公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、5,090件であり、前年度より1,346件増加した。児童生徒1,000人あたりの発生件数は、全国が6.0件、千葉県公立学校が9.3件となっている。校種別発生件数は、小学校は4,064件で前年度より1,183件増加、中学校は931件で165件増加、高等学校は95件で2件減少している。小学校での暴力行為が増加傾向にあり、要因としては、スクールカウンセラー等からは、感情をうまくコントロールできない子供が増えているように感じるとの指摘も上がっており、また、少子化の影響により幼児期から子ども同士の接触の機会が減少していることや、ゲームやアニメなどで暴力的な描写に触れる機会が増加していることなども挙げられている。対策等であるが、これらの状況を鑑み、小学校入学段階からの指導を充実させるため、小学校と幼稚園等との情報共有等における連携を強化すること等に取り組んでいく。（カ）については、心理の専門家等の助言を得ながら暴力行為防止のための指導用リーフレットを昨年度12月に配付したところである。

本県公立学校のいじめ認知件数は、51,478件で、前年度より11,248件増加した。

いじめの態様については、すべての校種において「冷やかしやからかい、悪口等」がもっとも多くなっている。校種別認知件数は、小、中、高等学校で増加しており、小学校は43,688件で前年度より9,482件、中学校は6,681件で1,537件、高等学校は910件で270件増加している。特別支援学校は199件で前年度より41件減少している。認知件数の増加は、令和元年度の52,067件と同程度となっており、休校期間のない年度の値に戻ったと考えている。県教育委員会では、研修等を通じ各学校にいじめの予兆の段階からいじめの芽を摘むように指導するよう求めているところであり、これが認知件数が多い要因の一つであると考えている。いじめ重大事態の発生件数であるが、児童等の生命や財産等に重大な被害が生じた疑いがあるとされる1号事案は17件で前年度より3件減少、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあるとされる2号事案は22件で6件増加している。また、校種別発生件数では、小学校が17件で4件増加、中学校が5件で6件減少、高等学校が8件で3件増加、特別支援学校が0件で1件減少した。対策等として、従来 of 取組に加え、一昨年度から実施している、県弁護士会と連携したスクールロイヤー活用事業による教職員研修や児童生徒への出前授業等の充実、いじめ重大事態の分析に係るリーフレットの作成等、今後も、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応に努めていく。

不登校児童生徒数は、小学校は3,583人で前年度より892人増加、中学校は6,368人で1,209人増加、高等学校は2,270人で677人増加している。不登校の要因としては、小・中・高等学校とも「無気力、不安」が最も多くなっている。増加の要因について、学校からは、保護者の不登校に対する考え方が、何としても学校に行かせようとするところから、状況に応じて休養も必要であるとの考え方に少しずつ変化してきたことが影響しているのではないかと指摘が上っており、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭で過ごす時間が増えたことにより、生活のリズムが乱れたり、学校行事等の中止、縮小により登校意欲が低下したこと等が挙げられている。不登校児童生徒一人一人の社会的自立への支援として、全小学校へのスクールカウンセラーの配置など専門的知見を活用した教育相談体制の充実や、心理や福祉の専門家等から成る不登校児童生徒支援チームを各学校でのケース会議に派遣するなど取り組んでいく。また、児童生徒及び保護者への相談が行き届いていないというデータもあるため、保護者向けのリーフレットを活用して支援に関する情報を積極的に発信するなど、不登校児童生徒との保護者が誰にも相談できずに悩みを抱えるといったことがないよう努めていく。

高等学校の中途退学者数は909人で前年度より24人減少しているが、中退率は0.96%で前年度より0.02%増加しており、きめ細かい対応を継続していく必要がある。中途退学の理由は「学校生活・学業不適応」が最も多く、全体の50.5%となっている。対策等として、スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実等に取り組んでいく。

本県公立小・中・高等学校における自殺者数は、小学生が0人、中学生が6人、高校生が10人の合計16人で、前年度より3人減少している。対策等として、自分のストレスに気づき、信頼できる大人に相談することなどについて学ぶSOSの出し方に関する教育の充実や、SNSを活用した相談事業、全県立高校生を対象にICTを活用したWEB上でのストレスチェックを実施するなど、自殺の防止に向けた取組を推進していく。

【貞廣委員】

幼児教育センター、幼児教育アドバイザーの設置状況及び、文部科学省の関係事業の受託状況はどうか。また、不登校の要因として、「無気力・不安」が高くなっている。無理をして学校に来なくても良いということもあるが、その後のケアも必要である。「無気力・不安」の内訳や構造等を明らかにした上で手立てを講じる必要があると考える。

【学習指導課長】

千葉県では、平成28年度から30年度の3年間、国の委託事業である、「幼児教育推進体制構築事業」に、私立幼稚園を所管する学事課、保育所等を所管する子育て支援課と連携して取り組んだ。主な内容は3点あり、「幼稚園等を訪問し、指導助言を行う幼児教育アドバイザーの配置」「幼保小の円滑な接続のために、『接続期のカリキュラム千葉県モデルプラン』を

作成」 「幼児教育アドバイザーの派遣業務や研修の実施、モデルプラン作成のための幼児教育センター的機能を県総合教育センターに設置」となっている。現在も、総合教育センターに幼児教育アドバイザーを5名配置し、派遣や研修を行うとともに、モデルプランの活用周知に加え、今年度はモデルの追加作成もおこなっている。以上のことから、国の事業における、幼保小の架け橋プログラムや、幼児教育アドバイザー配置は、いずれも実施済であると考えている。なお、幼児教育センターは、幼稚園や保育所だけでなく、未就園児も対象とした相談業務等も行うことが要件となっているが、総合教育センターではそこまでの業務をおこなっていないため、幼児教育センターの一部機能を有する状態となっている。国の委託を受けた際、子育て支援課や学事課と連携して事業を行ったが、幼児教育センター設置までは話が進まなかったのが実情である。

【貞廣委員】

承知した。接続期のカリキュラム作成については、幼児教育施設や小学校によって、意識に差があると感じている。富塚教育長の首長部局との繋がりも生かし、私立幼稚園や保育所からも円滑に接続されるよう、引き続き、知事部局と連携しながら力を尽くしていただきたい。

【富塚教育長】

幼児教育については、昨年度から総合教育会議のテーマにもなっており、学事課や子育て支援課との連携も深まっていると感じている。幼児教育だけでなく、ヤングケアラー等、首長部局との連携が必要な事業が増えているため、これまで以上に緊密に連携して取り組んでいく。調査結果の概要について、令和2年度は長期の休校期間があったため、令和元年度と比較すると、小学校の暴力行為が増加している。小学校低学年における不登校や暴力行為への対策としても、幼児期からの接続や非認知能力の育成が重要であるため、教育委員会として、関係部局と連携しながら取り組んでいく。

高等学校の中途退学について、転学した場合は退学人数に計上していないということによるのか。

【児童生徒安全課長】

そのとおりである。

【富塚教育長】

中途退学者は減少しているが、私立の通信制への転学が多いと聞いているため、通信制等受け皿の充実も必要であると考ええる。

報告1は終了。

報告2 令和5年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考における新型コロナウイルスに係る特例選考等について

【特別支援教育課長】

新型コロナウイルス感染症に罹患した生徒等の受検機会を確保するため、県立特別支援学校の入学者選考において「特例選考」を実施することとした。高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）の入学者選考においては、1月11日・12日の本選考を受検できなかった場合、1月18日の追選考または2月7日の特例選考により、受検できるようにする。高等部普通科等の入学者選考においては、本選考から5日以上あけて追選考、2週間以上あけて特例選考を実施することとし、日程及び方法等については、当該特別支援学校長が別に定める。本選考の実施に当たっては、志願者の健康状態に応じて、「通常選考」、「（通常選考における）別室受検」、「追選考又は特例選考」の判断を行い、全ての志願者が安心して受検できるよう対応していく。

報告2は終了。

<傍聴・報道 退出>

第24号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

企画管理部副参事兼教育総務課人事給与室長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第25号議案 千葉県産業教育審議会委員の任命について

学習指導課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第26号議案 学校職員の懲戒処分について

第27号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第28号議案 学校職員の懲戒処分について

第29号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第30号議案 学校職員の懲戒処分について

第31号議案 学校職員の懲戒処分について

第32号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第33号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和4年12月21日 署名人